

掛川市新たなビジネススタイル

整備支援事業費補助金

新たなビジネススタイルを導入する事業者を支援します

期間延長



茶のみやきんじろう
©掛川市

『新たなビジネススタイル』とは

デジタルシフト・DX推進

- ・ECサイトの開設
- ・動画作成など情報発信力の強化
- ・インターネット回線の整備、改修
- ・業務のペーパーレス化

キャッシュレス・インボイス

- ・キャッシュレス決済の整備
- ・POSレジ等の導入
- ・インボイス制度への対応
- ・会計ソフトの導入

対象事業者

- (1) 市内に事務所又は事業所を有し、補助金交付後も事業を3年以上継続する小規模事業者。
- (2) 掛川市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりが無いもの。
- (3) 市税に滞納がないこと。
(計画的に納付し、完納見込みの場合は可)
- (4) 風俗営業等に類する業務に該当しないこと。

対象事業

「新しい生活様式」と「働き方改革」の環境整備に要する事業。

- ※他の補助金等の交付対象となっていないこと。
- ※交付決定日以降に着手し、年度内に事業(支払い)が完了するもの。

交付額

対象経費(税抜)の1/2以内(上限10万円)

※千円未満切り捨て

※申請額が予算枠を超えた場合は、
申請受付を終了します。

対象経費

- ① デジタルシフト・DX推進
事業を実施するために必要な業者への委託費用やハードウェア及びソフトウェア等の購入費用など
- ② キャッシュレス・インボイス
事業を実施するために必要な設備の導入費用や備品等の購入費用など

※下記の経費は対象外となります。
消費税、リース料、消耗品などの経常費等

申請受付期間

令和6年12月27日(金)まで

※期間内であっても予算の上限に達した場合は申請受付を終了します。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

令和6年11月1日

【申請・問合せ先】 掛川市 産業労働政策課
〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1
TEL 0537-21-1125 (平日8:30~17:15)

掛川市ホームページ→「掛川市新たなビジネススタイル」で検索

手続方法

1	申請書 を入手	補助金の申請には、申請書等の書類が必要です。申請書類は、市役所産業労働政策課（本庁3階）、大東支所、大須賀支所、商工団体等または市ホームページにあります。
2	申請書 へ記入	次の①②③⑥に必要事項を記入し、④⑤⑦の書類を用意してください。 ① 交付申請書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第2号） ③ 収支予算書 ④ 見積書 ⑤ 市内での営業実態が確認できる書類(登記事項証明書、開業届の写し等) ⑥ 誓約書 ⑦ 申請提出用チェックシート
3	申請書 を提出	上記①～⑦の書類が用意できたら、申請期間内に市役所産業労働政策課の窓口または郵送にて提出してください。
4	交付決 定通知 の発送	交付決定者へ交付決定通知書をお送りします。 <u>※交付決定後に事業に着手してください。</u>
5	完了報 告書の 提出及 び請求	交付決定者は以下の提出期限までに書類を提出してください。 提出期限:事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで ① 完了報告書(様式第3号) ② 事業実績書(様式第2号) ③ 収支決算書 ④ 領収書等の写し ⑤ 請求書（様式第4号） ⑥ 完了を確認できる写真 ⑦ 振込先が分かる通帳等の写し ⑧ 完了報告提出用チェックシート
6	補助金 額の確 定及び 交付	交付決定者へ確定通知書をお送りした後、補助金をお振込いたします。

その他不明点等がございましたら 産業労働政策課(21-1125)までご連絡ください。